

孤独・孤立対策事業委託仕様書

1 事業名

令和7年度愛知県孤独・孤立対策事業

2 目的

県民・支援者に対し、孤独・孤立対策に関する理解の促進を図るとともに、様々な理由で孤独・孤立で悩む方々などへの相談窓口等について発信をする。

3 委託内容

(1) 孤独・孤立対策イベント関連事業

受託者は、下表に基づき、「孤独・孤立対策推進シンポジウム」の開催業務一式を行う。
(内容の企画、会場確保、講師等の出演依頼・講師との連絡調整、参加者の募集・管理、当日の運営、必要な費用の支払い、報告書の作成、その他必要な業務一式を行う。)

回数・時間	1回(2時間程度)
開催時期	年度内の開催とする(契約日～2月頃までに開催)
場所	原則、集合型(名古屋市内)で開催するものとし、あわせて開催の様子を後日動画配信(2週間程度)すること。
参加対象	一般県民、自治体職員などの支援者 300名程度 ※集合型200名程度+後日の動画配信による視聴100名程度も可 ※重層的支援体制整備事業、地域包括ケア推進、地域医療や福祉に携わる自治体職員、市区町村社協職員、民生委員、民間団体、その他この問題に関心がある一般県民を想定
内容	①愛知県挨拶 ②著名人による基調講演 ③有識者等による先進自治体の取組紹介等
補足事項	<内容> ○愛知県挨拶 ・スケジュール調整等、必要な業務一式は県にて行う。 ○著名タレントによる講演(60分程度) ・著名人の人選は企画提案とし、後日一般県民向けに動画配信を行うものとする。 ○有識者等による先進自治体の取組紹介等(60分程度) ・有識者等の選定・出演依頼は県にて行う。受託者は、選定後、有識者等との連絡調整等必要な業務一式を行う。後日一般県民向けに動画配信を行うものとする。 <広報(参加者募集)> 県と協議の上、集客を図るための広報を行うこと。 <参加者管理> 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取り扱い委託基準」のとおり対応すること。

(2) 孤独・孤立対策啓発カード作成事業

孤独・孤立の状態にある者及びその家族等が、社会及び他者とのかかわりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるための行政相談窓口等を記載した啓発カードを作成する。

内容	行政の相談窓口等を記載した啓発カードの作成 ・作成部数：8,000 枚 ・啓発資材：160 個
補足事項	・受託者は県と協議の上、啓発カードの作成を行う。 ・納付先は、愛知県福祉局福祉部地域福祉課とする。 ・啓発カードの仕様は以下のとおり。 ・名刺サイズ 両面 PP 加工 角丸 アートポスト紙 180 kg 両面 4 色フルカラー ・啓発カードは 100 枚毎に帯等をつけること。 ・孤独・孤立の状態にある者が、手に取りたいと思うような訴求力のあるデザインとすること。 ・カードには、相談できる場所があることを伝える文章とともに愛知県及び内閣府の孤独・孤立に関する制度や相談窓口の案内を掲載しているホームページにつながる QR コードを入れること。 ・愛知県のロゴマークを入れること。 ・啓発資材は、カードの記載内容が認識できるデザインとし、カードとともに設置できるようにすること。 ・啓発物について、本紙校正を 1 回行うこと。

4 業務実施体制

3 に掲げる業務が適切に実施されるよう責任者及び担当者を配置し、県の担当者との連絡調整を適切に行う体制を確保すること。

5 完了検査

受託者は、すべての業務完了後、業務の完了届を提出し、検査を受けるものとする。

6 その他

- (1) 業務を行うにあたって、著作権等の権利の対象となるものを使用するときは、その使用に関する一切の責任は受託者が負うものとする。
- (2) 業務によって得られる資料及び成果物は、委託者である県が所有するものとする。
- (3) 原則として、この仕様書及び提出された企画提案書により業務を行うこととするが、これによりがたいものや県との調整が必要な事項については、その都度県に相談し、指示を受けるものとする。